

○交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領の制定 について

(平成 19 年 7 月 2 日例規交規第 77 号)

この度、静岡県道路交通法施行細則（昭和 35 年県公委規則第 7 号。以下「細則」という。）の一部改正に伴い、別添のとおり「交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領」を定め、平成 19 年 7 月 2 日から施行することとしたので、適切な運用を図られたい。

なお、車両通行禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の適用除外車両及び許可車両の取扱要領について（平成 14 年例規交規第 26 号）は、廃止する。

別添

交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、道路標識等を設置して行う車両通行禁止、駐車禁止又は時間制限駐車区間若しくは高齢運転者等専用時間制限駐車区間に係る交通規制について、細則第 3 条の 2 の規定により公安委員会があらかじめ交通規制の対象から除外する車両の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 通行禁止規制関係

ア 通行禁止規制 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、道路標識等により区域、道路の区間又は場所を指定して車両の通行を禁止する交通規制のうち、踏切区間のみの通行止め、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制を除いたものをいう。

イ 通行禁止除外車 公安委員会が通行禁止規制の対象から除外した細則第 3 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める車両をいい、別表第 1 のとおりとする。

ウ 通行禁止除外指定車 公安委員会が通行禁止規制の対象から除外するために指定した細則第 3 条の 2 第 2 項第 3 号に定める車両をいい、別表第 2 のとおりとする。

エ 通行禁止除外指定標章 通行禁止除外指定車に交付されるもので、細則別記様式第 1 の通行禁止除外指定車の標章をいう。

(2) 駐車禁止規制関係

ア 駐車禁止規制 法第 45 条第 1 項に規定する駐車禁止、法第 49 条の 3 第 2 項及び第 4 項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止並びに法第 49 条の 4 に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制をいう。

イ 駐車禁止除外車 公安委員会が駐車禁止規制の対象から除外した細則第3条の2第3項第1号から第8号までに定める車両をいい、別表第3のとおりとする。

ウ 駐車禁止除外指定車 公安委員会が駐車禁止規制の対象から除外するために指定した細則第3条の2第3項第9号及び第10号に定める車両をいい、別表第4のとおりとする。

エ 駐車禁止除外指定標章 前記イの駐車禁止除外指定車に交付されるもので、細則別記様式第1の2から別記様式第1の5までの駐車禁止除外指定車の標章をいう。

第2 通行禁止除外指定車の取扱い

1 取扱要領

(1) 申請

通行禁止除外指定車の指定（以下「通行禁止除外指定」という。）の申請は、除外標章交付申請書（細則別記様式第1の6。以下「申請書」という。）1通を、細則第1条の2第1号の規定により当該通行禁止除外指定を受けようとする通行禁止規制の区域又は道路の区間（以下「通行禁止規制区域」という。）を管轄する署に提出させるものとする。この場合において、当該通行禁止除外指定を受けようとする通行禁止規制区域が複数の署の管轄区域にわたるときは、いずれかの署に提出させるものとする。

(2) 添付書類

申請書には、細則第3条の3第2項第1号に掲げる書面又はその写しのほか、必要に応じて通行禁止除外指定を受けようとする通行禁止規制区域が分かる図面を添付させるものとする。この場合において、同号ウに規定する運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）については、当該車両の主たる運転者のものとする。

(3) 審査

署長は、申請書を受理したときは、静岡県警察除外標章等管理システム（以下「システム」という。）に、所要事項を登録して、次に掲げる事項を審査するものとする。

ア 申請に係る車両が通行禁止除外指定車に該当するか。

イ 申請書の内容に虚偽の事実はないか。

ウ 申請場所は、自署管内のみであるか、又は他署管内にわたるものであるか。

エ 通行禁止除外指定を受けて通行する以外に方法がないなど他に代替え手段がなく、通行禁止除外指定を受けようとする理由が通行方法、目的等から真にやむを得ないものであるか。

オ 通行禁止除外指定を受けようとする通行禁止規制区域及び期間が必要最小限の範囲に限定されているか。

(4) 通行禁止除外指定方法

ア 指定期間

通行禁止除外指定標章の有効期間は、3年とする。ただし、特定の期間にのみ通行禁止規制区域を通行する必要がある車両に係るものについての有効期間は3年以内において当該通行しなければならない事情に応じた期間とする。

イ 指定場所

通行禁止除外指定は、原則として当該通行禁止除外指定を受けようとする通行禁止規制区域を特定して、必要最小限にとどめるものとし、路線別に対象を限定できるものは、「〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先までの市道〇〇線」等具体的に記載すること。

2 通行禁止除外指定標章の作成等

(1) 作成

署長は、前記1(3)の規定により審査した結果、通行禁止除外指定の要件を備えているものについて、システムに所要事項を登録し、通行禁止除外指定標章を作成するものとする。

(2) 交付

前記(1)の規定により通行禁止除外指定標章を作成した署長は、システムに所要事項を登録し、申請者に対し、細則第3条の3第5項に規定する遵守事項及び交通事故防止上必要な事項を指導した後、当該通行禁止除外指定標章を交付するものとする。

3 事務処理期間

通行禁止除外指定に係る申請書の受理から通行禁止除外指定標章の交付までの事務処理に要する標準処理期間は、7日以内（それぞれ行政庁の休日は含まれない。）とする。ただし、申請書の補正に期間を要するとき又は申請が複数の署の管轄区域にわたるときは、この限りではない。

4 複数の署の管轄区域にわたる通行禁止除外指定の取扱い

(1) 隣接署長への確認

署長は、通行禁止規制区域を特定して通行禁止除外指定を申請された場合において、当該通行禁止規制区域が隣接する他署管内にわたるときは、当該通行禁止

規制区域を管轄する署長に、当該申請書及び添付書類の写しを送付して、前記 1 (3)エ及びオに係る事項を確認するものとする。

(2) 申請者への教示

通行禁止除外指定標章の早期交付を求める申請者に対しては、次のことを教示するものとする。

ア それぞれの署ごとに直接申請できること。

イ 前記アによる手続をとった場合は、別個の申請となることから、通行禁止除外指定標章が複数になること。

ウ 前記アによる手続をとった場合は、早期交付が見込まれること。

5 再交付申請及び変更申請

細則第 3 条の 3 第 6 項の規定による再交付の申請（以下「再交付申請」という。）及び同条第 7 項の規定による変更の申請（以下「変更申請」という。）があった場合の取扱い、前記 2 から 4 までの規定を準用し、処理するものとする。この場合において、当該申請に係る申請書と過去の交付状況とを照合して受理するものとする。

6 更新申請

細則第 3 条の 3 第 8 項の規定による更新の申請（以下「更新申請」という。）は、有効期限のおおむね 3 か月前から申請することができるものとし、当該申請があった場合の取扱い、前記 2 から 4 までの規定を準用し、処理するものとする。

7 返納時の廃棄手続

細則第 3 条の 3 第 9 項及び第 10 項の規定により、通行禁止除外指定標章の返納を受けたときは、速やかにシステムに所要事項を登録し、復元できない方法で処分するものとする。

8 通行禁止除外指定標章の保管管理

署長は、公安委員会の公印があらかじめ印刷されている通行禁止除外指定標章の保管管理の徹底を図るため、これを施錠設備のある書庫等に保管するとともに、通行禁止除外指定標章受払簿（様式第 1 号）を備え付け、月ごとの受払状況を記録しておかなければならない。

9 報告

通行禁止除外指定標章の使用に係る特異事案が発生したときは、その都度書面で県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して本部長に報告するものとする。

第 3 駐車禁止除外指定車の取扱い

1 取扱要領

(1) 申請

駐車禁止除外指定車の指定（以下「駐車禁止除外指定」という。）の申請は、申請書1通を、細則第1条の2第1号の規定により当該駐車禁止除外指定を受けようとする駐車禁止規制の区域又は道路の区間（以下「駐車禁止規制区域」という。）を管轄する署に提出させるものとする。この場合において、特定の駐車禁止規制区域を指定せずに当該駐車禁止除外指定を受けようとするときは、当該車両の運転者又は使用者の住所地（法人の場合は、事業所の所在地）を管轄する署に提出させるものとする。

(2) 添付書類

申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、細則第3条の3第2項第1号又は第2号に掲げる書面又はその写しのほか、必要に応じて駐車禁止除外指定を受けようとする駐車禁止規制区域が分かる図面を添付させるものとする。この場合において、同項第1号ウに規定する運転免許証若しくは免許情報記録確認書の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）については、当該車両の主たる運転者のものとする。

(3) 審査

署長は、申請書を受理したときは、システムに、所要事項を登録して、次に掲げる事項を審査するものとする。

ア 申請に係る車両が駐車禁止除外指定車に該当するか。

イ 申請書の内容に虚偽の事実はないか。

ウ 身体障害者等が駐車禁止除外指定標章を交付する等級に該当するか。

(4) 駐車禁止除外指定方法

ア 指定期間

駐車禁止除外指定標章の有効期間は、3年とする。

イ 指定場所

駐車禁止除外指定のうち、細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両（同号キに定める患者輸送車又は車椅子移動車を除く。）にあつては駐車禁止規制区域を定めて行い、同号キに定める患者輸送車又は車椅子移動車及び同項第10号に掲げる身体障害者等であり歩行が困難な者が現に使用中の車両にあつては駐車禁止規制区域を定めないで行うものとする。

2 駐車禁止除外指定標章の作成等

(1) 作成

署長は、前記1(3)の規定により審査した結果、駐車禁止除外指定の要件を備えているものについて、システムに所要事項を登録し、駐車禁止除外指定標章を作成するものとする。この場合において、細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両（同号キに定める患者輸送車又は車椅子移動車を除く。）については、当該

駐車禁止除外標章に駐車禁止除外指定車に付する対象種別ごとの記号一覧表（別表第5）に定める記号等所要事項を記載して作成するものとする。

(2) 交付

前記(1)の規定により駐車禁止除外指定標章を作成した署長は、システムに所要事項を登録し、申請者に対し、細則第3条の3第5項に規定する遵守事項及び交通事故防止上必要な事項を指導した後、当該駐車禁止除外指定標章を交付するものとする。

3 事務処理期間

事務処理期間については、第2の3の規定を準用するものとする。

4 再交付申請及び変更申請

駐車禁止除外指定標章に係る再交付申請及び変更申請があった場合の取扱いは、前記2及び3の規定を準用し、処理するものとする。この場合において、当該申請に係る申請書と過去の交付状況を照合して受理するものとする。

5 更新申請

駐車禁止除外指定標章に係る更新申請は、有効期限のおおむね3か月前から申請することができるものとし、当該申請があった場合の取扱いは、前記2及び3の規定を準用し、処理するものとする。

6 返納時の廃棄手続

駐車禁止除外指定標章の返納を受けた場合の取扱いは、第2の7の規定を準用するものとする。

7 駐車禁止除外指定標章の保管管理

署長は、公安委員会の公印があらかじめ印刷されている駐車禁止除外指定標章の保管管理の徹底を図るため、これを施錠設備のある書庫等に保管するとともに、駐車禁止除外指定標章受払簿（様式第2号）を備え付け、月ごとの受払状況を記録しておかなければならない。

8 報告

駐車禁止除外指定標章の使用に係る特異事案が発生したときは、その都度書面で交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。